

見積り依頼説明書

静岡地方法務局のオープンカウンター方式による見積り依頼（令和5年1月18日付け「事務用机等購入一式」）に基づく公告等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の法令に定めるもののほか、この見積り依頼説明書によるものとする。

なお、本件は、電子調達システム（<https://www.geps.go.jp/>）又は紙の見積書の提出の方法により見積り合わせ等を行うので、各方式の手続（電子調達システム利用者は、上記ポータル内の「電子調達システム利用規約」、「電子調達システム操作マニュアル」等に定める手続、紙の見積書の提出の方法による者は、「静岡地方法務局オープンカウンター方式による見積り合わせ実施要領」に定める手続）に従い、見積り等を行うこと。

おって、本書に従い提出する書類（見積書、請書等）について、発行権者（代表者又は代表者から委任を受けた者をいう。）の氏名、担当者の氏名及び連絡先を明記した場合は、押印を省略して差し支えないものとする。

1 契約担当官

支出負担行為担当官

静岡地方法務局長 福田克則

2 見積り合わせに付する事項

(1) 件名

事務用机等購入一式

(2) 仕様等

仕様書記載のとおり

(3) 納入日

仕様書記載のとおり

(4) 履行場所

仕様書記載のとおり

(5) 見積書の作成

ア 見積り金額は、総価で記入すること。

イ 契約予定者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって契約予定価格とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

ウ 提出された見積書については、引換え、変更又は取消しには一切応じられないので、留意すること。

3 競争参加資格

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」においてA、B、C又はD等級に格付され、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

- (4) 契約の相手方として不適当な者でなく、契約の相手方として不適当な行為をしない者であること。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示すような者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者

- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

- (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

- (5) その他、見積り依頼説明書及び仕様書において定める条件を満たす者であること。

4 契約条項等を示す場所及び問合せ先

〒420-8650

静岡県葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎2階
静岡地方法務局会計課用度係（担当：笠井）
電話054-254-8097
FAX054-205-0373

5 見積書及びその他の提出書類

見積り合わせに参加しようとする者は、以下に掲げる書類を準備し、提出期限までに紙又は電子調達システムにより、指定の場所に提出すること（書類等の作成に要する費用は、見積り合わせに参加しようとする者の負担とする。）。

- (1) 令和4・5・6年度の一般競争参加資格に係る資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し 1部
- (2) 誓約書（役員等名簿添付）（別紙1様式） 1部
- (3) 見積書 1部
- (4) 同等品証明書（別紙2様式） 1部

※仕様書記載の参考規格以外の物品で参加する場合は、本仕様書に掲げる規格要件を満たしていることが確認できる納品物のメーカー作成のカタログ、その他の資料等を添付の上（マーカ一等適宜の方法により該当部分を表示すること）、参加者が証明した同等品証明書（別紙2様式）を提出すること。

(5) 上記書類の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

上記(4)：令和5年1月27日（金）午後5時15分まで（必着）

上記(1)～(3)：令和5年2月1日（水）午後5時15分まで（必着）

イ 提出場所

上記4又は電子調達システム

ウ 提出方法

持参のほか、郵送又は託送（いずれも書留郵便など追跡可能な方法を利用すること。）若しくは電子調達システムにより提出すること。

なお、通信状況等により提出期限内に提出書類が電子調達システムに到着しない場合があるので、時間に余裕を持って行うこと。

6 見積り合わせの延期等

電子調達システムに停電、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生したとき又は見積り合わせを公正に執行することができない状態であると認められるときには、見積り合わせを延期し、又はこれを取りやめることがある。

7 見積り合わせ

- (1) 見積り合わせは、電子調達システムと紙の見積書の提出の方法とを併せて行う。
- (2) 見積り合わせの日時

令和5年2月2日（木）午前10時00分（非公開）

8 契約予定者の決定

- (1) 有効な見積書を提出した者であって、見積り金額が予決令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の金額をもって申込みをした者を契約予定者とする。
- (2) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は見積り合わせの結果、予定価格の制限の範囲内に達する者がいないときは、当局が選定した者に見積りを依頼することがある。
- (3) 契約予定金額となるべき同価格の見積りをした者が2者以上あるときは、「電子くじ」により契約予定者を決定するので、紙の見積書にあっては、見積書の適宜の箇所に任意の正数3桁を必ず記載すること。

なお、参加者が電子くじ番号を記入できないときは、当局の契約事務に関係のない当局職員が電子くじ番号を記入の上、電子くじにより契約予定者を決定するものとする。

9 質疑応答

(1) 提出方法

適宜の様式による質問書を持参、FAX（質問者の責任において、必ず受信確認を行うこと。）又は電子調達システムにより提出すること。

(2) 提出期限

令和5年1月24日（火）午後5時15分まで（必着）

(3) 回答予定日等

質疑に対する回答は、見積り依頼説明書を受領した全ての者に対し、令和5年1月25日（水）午後5時15分までに提出方法に応じて、FAX又は電子調達システムにより行う予定である。

10 その他

(1) 電子調達システムの利用について

本件調達では、見積書等の提出及び見積り合わせまでの手続を電子調達システムを利用して行うことができるが、見積り合わせ後の契約事務等（契約の締結、支払請求等）については、電子調達システムを利用しないものとする。

(2) 注意事項

参加者は、見積り依頼の公告及び見積り依頼説明書等を熟読の上、参加しなければならない。見積り合わせ後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約保証金

免除

(5) 参加者に要求される事項

見積り合わせの前日までの間において、契約担当官等から提出書類に関

し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(6) 競争参加資格の確認のための書類

ア 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認及び契約の締結以外の目的のために提出者に無断で使用することはない。

ウ 一旦受領した書類は返却しない。

(7) 請書の作成

契約予定者決定後、速やかに請書を作成の上、提出すること。

【電子調達システムの利用について】

電子調達システムを利用して前記5記載の提出書類等を提出した場合でも、電子調達システムの稼動状況によって、見積書等を紙により提出することを依頼する場合がある。

なお、電子調達システムによる調達案件に参加するためには、事前に利用者情報登録を行う必要があるので、電子調達システムにアクセスの上、利用者申請メニューから利用者情報登録を行うこと。

※ 電子調達システムヘルプデスク

電話：0570-000-683

(平日9:00~17:30ただし、国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。)

FAX：017-731-3352

電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

以上

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

静岡地方法務局長

殿

令和 5 年 月 日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名

印

担当者

氏 名

連絡先

※添付書類：役員等名簿

(注) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

(別紙)

役員等名簿

法人（個人）名：

所在地：

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

令和5年 月 日

支出負担行為担当官
静岡地方法務局長 殿所在地
商号又は名称
代表者資格氏名

印

担当者
氏名
連絡先

同等品証明書

当社は、件名「事務用机等購入一式」において納入する下記の物品について、仕様書に掲げる規格と同等品であることを証明します。

記

種別	メーカー名	品番等
平机		
脇机		
デスクマット		
肘付き回転椅子		
書庫		
整理区分箱		

※本仕様書に掲げる規格要件を満たしていることが確認できる納品物のメーカー作成のカタログ、その他の資料等を添付すること（メーカー等適宜の方法により該当部分を表示すること。）。

（注）担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可